第 176 回 福島県都市計画審議会

年月日 平成29年3月21日(火) 時間 午後15時00分~ 場所 福島テルサ3階 大会議室 あぶくま

(司会)

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、第 176 回福島県都市計画 審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます県都市計画課の木沢と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、事務局より傍聴される方に申し上げます。議事運営に支障が生じると認められる場合や、公正を期するために会議を非公開とする場合には、会場から退席していただくことになりますので、あらかじめご了承下さい。また、お配りしました「福島県都市計画審議会傍聴要領」の内容を遵守して、審議会を傍聴されますよう、お願いいたします。

まず、委員の皆様に本日配布しております資料のご確認をお願いいたします。 一番上に次第、次に議案書、委員名簿、資料 1、資料 2、資料 3、資料 4、資料 5、 それから別紙と右肩に書いてある資料がございます。その他に、参考資料と書 いてある資料をお配りしています。以上が本日の資料となっておりますので、 ご確認いただきたいと思います。もし不足等あれば挙手でお知らせいただきた いと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

次に、審議会の開会に先立ちまして、福島県都市計画審議会条例第 3 条第 2 項による任期満了により、この度学識経験者の 9 名の方が、再任あるいは新たに就任されましたので、議案書の 12 ページの委員名簿をご覧願います。なお、議席番号 1 番川崎委員におかれましては、欠席とのご連絡が本日ありましたので報告申し上げます。今回、新たに 3 名の方が委員に就任されました。それでは、お一人ずつご紹介いたしますので、ご挨拶いただければ幸いでございます。

まずは、議席番号3番、鈴木深雪委員です。

(3番 鈴木委員)

鈴木と申します。よろしくお願いいたします。お世話になります。

(司会)

次に、議席番号8番、菅波香織委員。

(8番 菅波委員)

いわきで弁護士をしております菅波と申します。よろしくお願いいたします。

(司会)

次に、議席番号11番、西田奈保子委員。

(11番 西田委員)

福島大学の西田と申します。よろしくお願いいたします。

(司会)

以上就任された 3 名の委員の皆様には、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

続いて、議事に先立ちまして、会長の選出についてご説明させていただきます。

会長に就任していただいていた山川委員が任期満了となりまして、改選となったことから、現在は会長不在の状況となっております。本審議会において新たに会長を選出することとなります。

福島県都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、「会長は学識経験のある者のうちから委員の選挙によってこれを定める。」となっておりますことから、 学識経験のある委員以外の方に、仮議長として会長の選出まで、暫時進行をお願いしたいと思います。

それでは、仮議長の選出でございますが、いかがいたしましょうか。

(事務局一任)

(司会)

ありがとうございます。事務局一任という声がございましたので、事務局から案があればお示しいただきたいと思います。

(事務局)

事務局案といたしましては、本日は代理出席ではございますが、4番の品川委員にお願いしたいと考えております。以上です。

(司会)

ただいま、事務局より品川委員との意見がありましたが、品川委員、お引き 受けいただけますでしょうか。

(4番 品川委員)

はい、わかりました。

(司会)

それでは議長席までご移動をお願いいたします。

(司会)

それでは、進行につきまして、よろしくお願いいたします。

(仮議長)

ただいま、仮議長に選出されました、品川の代理として出席しております、 郡山市都市整備部次長の青山と申します。皆様方におかれましては、円滑な議 事進行についてご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は16名で、うち代理出席者は、6名でございます。これは、 福島県都市計画審議会条例第7条第2項に定める定足数に達しておりますので、 本日の審議会は成立しております。

(仮議長)

それでは、ただいまから会長の選出を行います。学識経験のある委員に該当する方々は、議案書の12ページの部門名に「学識」と記載のある9名でございます。

そのうち、本日出席されております 7 名の中で、会長へ立候補される方はい らっしゃいますでしょうか。

立候補がないようですので、9名のうちどなたか会長へご推薦いただけますで しょうか。

(19番 横田委員)

実績のある山川先生にお願いしたいと推薦させていただきます。

(仮議長)

ただいま、山川充夫委員との推薦がございましたが、委員の皆様、ご意見等 ございますか。

(異議なし)

(仮議長)

それでは、意見等が無いようですので、改めまして山川充夫委員を会長とすることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(仮議長)

それでは、ご異議ないようですので、本審議会会長は、18 番山川充夫委員に 決定いたしました。

皆様には円滑な進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。 それでは、新会長が決定しましたので、仮議長を解任させていただきます。

(司会)

どうもありがとうございました。それでは、選出されました山川会長、議長 席へお願いいたします。

大変恐縮ではございますが、一言ご挨拶をいただければと思います。

(会長)

ただいま皆様のご推薦によって再び会長を務めることになりました山川でございます。よろしくお願いいたします。東日本大震災から 6 年ということで、色んなことはありますが、都市計画審議会という観点からすれば、土地の利用のあり方、そして今日報告があると思いますが、マスタープラン、つまり福島県全体の今後の田園と都市のあり方を議論していくことの重要な役割を担っております。その面で、皆様方のご協力と英知を出し合いながら、よりよいふくしまの都市計画づくりに努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

次に、会長職務代理者を定めたいと思います。福島県都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理することとなっております。

つきましては、山川会長よりご指名をお願いいたします。

(会長)

それでは、本日欠席ということでございますが、議席番号 1 番 川崎委員にお願いしたいと思います。

(司会)

それでは、議事に移らせていただきます。

福島県都市計画審議会会議運営規則第5条に基づき、審議会の議長は会長がこれにあたることとなりますので、山川充夫会長にお願いしたいと思います。 以後の進行につきまして、よろしくお願いいたします。

(議長)

それでは議事に入らせていただきます。

はじめに、議事録署名人を定めたいと存じますが、これは慣例に従いまして、 議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(議長)

ご異議ないということでございますので、指名させていただきます。

7 番の根本友子委員、10 番の矢吹貢一委員のお二人にお願いいたします。よ ろしくお願いいたします。

次に、議案の審議に入らせていただきますが、委員の皆様には、議事録作成の都合等によりまして、慣例上、ご発言の際に、委員の議席番号、氏名から発言されますようお願いいたします。

それでは議案書の目次を開いていただきたいと思います。

本日は、議案 5 件、都市政策推進専門小委員会からの報告 1 件、その他 1 件を予定しております。

議案書の1ページをご覧願います。

本日ご審議いただく議案は、福島県知事から当審議会に諮問ありました 5 件でございます。

そのうち、東日本大震災復興特別区域法第48条第7項第1号の規定に基づく 議案が議案第1998号「広野楢葉都市計画緑地の変更について」、議案第1999号 「広野楢葉都市計画道路の変更について」、議案第2000号「広野楢葉都市計画 河川の変更について」の3件でございます。

また、都市計画法第 21 条第 2 項で準用する同法第 18 条第 1 項の規定に基づく議案が、議案第 2001 号「二本松本宮都市計画道路の変更について」、議案第 2002 号「いわき都市計画道路の変更について」の 2 件でございます。

それでは、議事の審議に入らせていただきます。

まず、議案第1998号、第1999号、第2000号の3議案については、いずれも 広野楢葉都市計画についての変更で、同じ地区にあることから、一括にて事務 局より説明をお願いいたします。

(事務局)

県都市計画課の塩田でございます。よろしくお願い申し上げます。

議案書の説明に入る前に、お手元にお配りしました資料ならびにスクリーン、 若干見にくい部分もございますが、見やすい方をご覧いただきながら説明を聞いていただければと思います。

資料 1 をご覧ください。1998 号、1999 号、2000 号についての内容でございます。

1ページをご覧ください。

本日審議いただきます、復興まちづくり関係の都市計画決定の方針についてでございます。

- ①といたしまして、復興まちづくりを一体的に円滑に進めるということでございまして、本3件につきましては平成24年11月に一度ご審議いただきまして、都市計画決定している案件でございます。今回はその変更ということでご審議いただくことになります。
- ②関連する施設を記載しておりまして、本日は道路、防災緑地、河川でございます。
- ③については手続でございます。復興特区法を活用しまして、ワンストップ 窓口において速やかに決定していくということでございます。

本日ご審議いただいたのち、明日、復興整備協議会が予定されております。 そちらで協議され、同意が得られれば、この復興整備計画を公表することによ りまして都市計画決定・変更されたという形で進んでいくことになります。

2ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは復興特区法を活用した都市計画決定の流れについてございます。変 更する場合も同様です。

左側が手続きの流れ、右側が復興整備計画の説明になってございます。

最初に復興整備計画でございます。こちらにつきましては、市町村が県と共同で作成するもので、許認可権限者が一堂に会しましてワンストップで処理していくフローが記載されているところでございます。通常の手続き同様に本日の都市計画審議会のご審議をいただく必要があります。復興整備協議会で許認可権限者が一堂に会して協議を行い、協議が整えば復興整備計画を公表及び都市計画法に基づく告示を行い、都市計画決定や変更がみなされたものとなりま

す。通常の都市計画決定・変更と同様の法的効果を持つことになってまいります。

こちらにつきましては、復興まちづくりの基本的な考え方ということで、初めて出席される委員の方もいらっしゃいますので、ご説明いたします。これは復興まちづくりの考え方でございます。右から海岸堤防、左に道路や住宅地という流れになっておりまして、上の図が津波被災後の状態でございます。下の図が、復興まちづくりがこういう計画で進められているということでございまして、海側から①でございます。海岸堤防を嵩上げして復旧することにより、県内では T.P. +7.2m から 8.7m という高さをもちまして整備しております。広野町においては T.P. +8.7m の高さで整備しております。

- ②でございます。大規模な津波に対しては、その威力を減衰させ、避難時間を確保する目的から防災緑地を整備しているところでございます。
- ③については、道路の嵩上げや避難路をあわせて整備しているところでございます。
- ④では、土地区画整理事業そして防災集団移転、こういった事業によって宅 地の整備を一体的に行っている状況でございます。

4ページをご覧ください。

1998 号から 2000 号につきましては、いずれも多重防御、復興まちづくりを進める上で、防災緑地、道路、河川を一体的に整備しております。これら各事業の調整が整ったということがございます。その確定に伴って一体的に変更させていただくものでございます。

5ページをご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、3 議案の位置を示しております。緑色が防災緑地で「浅見川防災緑地」。なお、今回名称につきまして「ひろの」とひらがなへ名称を変更したいと考えております。茶色が道路で「下浅見川下北迫線」でございます。水色につきましては左から「浅見川」そして「北迫川」の位置の関係を表しています。

具体的に被害状況ということで、震災直後に撮影された写真でございます。 海側から陸側を見ておりますが、津波によりまして、広野駅付近まで広く浸水 している状況が確認できます。

こちらにつきましては、昨年12月、ちょっと古いのですが、ドローンで撮影した整備の状況をお示ししております。それぞれ海岸堤防、河川、道路そして防災緑地が整備されている状況が分かると思います。

8ページでございます。こちらでは防災緑地についてご説明します。名称につきまして、町や地元住民との調整を重ねまして当初の「浅見川防災緑地」から「ひろの防災緑地」へ変更したいと考えております。

図の着色でございます。薄いピンクに見えるのが、現在の都市計画決定されていた範囲でございます。赤が濃くなっているところが今回新たに追加するところでございます。黄色が今回廃止する区域で、以後の図面についても同様の着色となっております。

面積につきましては、当初決定の約 10.7ha から約 9.4ha に変更となっているのが概要でございます。

続きましては9ページ、道路の概要でございます。

延長、幅員、こちらは変更ございません。延長は約3,270mのままでございますけども、道路縦断計画の確定に伴いまして、隣接しております河川、緑地について事業者間の調整が進んだものでございまして、詳細は後程ご説明します。記載にあるような、地表式、嵩上式という構造については変更ありません。

10ページが河川の変更になります。

左側が浅見川、右側が北迫川ということでございまして、変更が赤字で示してございます。浅見川につきまして、約650m変更はなく、川幅が37m~70m、北迫川につきましては、延長が約670mということで、50mほど短くなるということでございます。こちらにつきましては、防災緑地と道路の関係のイメージを持っていただきたいということでお示ししております。上段が変更前、下が変更後ということでございます。これが矢印のような形で変更になってございます。左側が防災緑地の範囲を示しております。そしてピンクの方が道路事業で行う部分ということで、隣接した位置関係になってございます。

緑地については、もともと左側の上でございますが、管理用通路を区域に含めておりましたが、町との調整結果を踏まえまして、町道として管理することになったことから、今回区域から除外するものでございます。また、道路については、浅見川、後程ご説明しますが、付近に町道の橋梁がございます。そこの高さの関係から、道路縦断計画を修正したことによりまして、右側にございますような形で、法尻にある側溝の位置とか法面の長さ、こういったところが変更なっているということでございます。

続きまして、12 ページは河川と防災緑地のイメージを持っていただきたいということでお示ししております。同様でございます。変更前、変更後という比較になってございます。左側の茶色が防災緑地、右側の水色が河川ということでございます。当初の決定ということで上を見ていただければ分かりますように、河川については護岸ですね、ちょうど護岸と緑との境、斜めにラインが入っている位置が施工区分ということで、河川は護岸を張る予定で整備をするということで当初決定していたということでございますが、その後ろに防災緑地が、茶色の部分ですけども、盛土を施工するということで、一部区間が上にございますように重複した形で都市計画区域が決定されておりましたが、その後、

事業者間の協議で、ちょうど当初予定していた護岸は実際にこのイメージ図では施工はしませんが、2割の法で左に斜めに下りている線、地盤線ですね、現在の地盤線を垂直に上げた位置である仕上がり面できっちりと管理区分の協議が整ったということでございまして、そこを境として左と右で緑地と河川ということで、区域を変更するということでございます。

同じく、道路と河川のイメージでございます。上の方が当初のものでございます。幅員等は変わってございません。こちらも先程同様、河口付近にある町道の橋梁整備の関係により、道路縦断が下の図のように高くなってございます。防災緑地より高い位置に道路が計画されているということで、同様に法面の高さ等が確定したということで、今回変更するものでございます。

今までが全体のイメージでございます。具体的にどう変わるのかということで14ページにお示しした図でございます。こちらについては防災緑地の南側についての計画図ということでございます。先程ご説明した町道の除外や一部区域の変更、事業者間調整による区域の変更というのが①と②で示した内容でございます。③については赤で今回新たに追加させていただいている部分でございます。これは当初にはございませんでした。ここにつきましては防災緑地と一体的に駐車場を整備して管理していく必要があり、またイベント等でも使われるということで、新たに区域に編入するということにいたしました。④につきましては、JRが走っているところでございますが、盛土することによって現地にくぼみができまして、排水とか水はけが悪くなるということで、腹付けをすることによって水たまりにならないような土地の解消ということで進んでいるところでございます。

続きまして、緑地の2番目ということで、北側でございます。こちらにつきましても記載の①から③ということで、河川事業等との調整によって決定されたというところで、黄色については減らし、赤については法尻、腹付け、こちらも先程と同じような内容で確定したことによって変更するものでございます。次は道路の関係でございます。これは道路の南側の計画図です。

こちらにつきましては、道路縦断計画の変更に伴いまして、主に法長で、あ とは側溝が若干変わるということで、こちらも事業者間の調整が確定し、区域 が変更という内容でございます。

同じく北側でございます。現地の測量等も踏まえて、地盤高が当初と若干変わっていた区間がございます。その区間について、確定したということで、切土、盛土の計画に伴い、今回変更をさせていただくものになってございます。

18ページでございます。

こちらは 1 号浅見川ということでございます。こちらにつきましても道路縦断の変更、道路と並行した形になっております。その見直しによりまして、区

域の変更を行うというものでございます。

こちらにつきましては、2号北迫川というところでございます。こちらについては右上に黄色で減じている部分がございます。こちらにつきましては、当初、津波が河口から遡上して、波浪の遡上という効果を想定しておりました。その後、震災によって地盤が約50cm沈下したというところもございまして、それに伴う津波が河口からどの程度遡上していくかという検討をしたところ、黄色の部分については、そこまでの効果が十分見られるということで減じた形ということでございまして、この後に出る河川との違いで、減衰効果ということ津波がだんだん弱まるというところで、河川の河床勾配が、こちらが若干きつい、この後出てまいります北迫川と比べて約倍の急な勾配を持っているというところもございまして、津波の遡上が低減されるということもありまして、延長としては約50m減じる計画となってございます。

こちらが緑地の整備状況です。写真が鮮明ではないのですが、写真①においては駐車場を整備している状況が見て取れるかと思います。

こちらにつきましては道路の整備状況ということでございます。

次のページにつきましては浅見川の、現在まだ工事を行っている状況でございますが、現在の写真です。

23 ページについては北迫川でございます。こちらについても整備状況ということで、鋭意工事が進められている状況になってございます。

資料の説明については以上でございます。

続きまして議案書の方にお戻りいただきたいと思います。

議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。第1998 号広野楢葉都市計画緑地の変更についてでございます。赤字の変更部分のみ読み上げさせていただきます。名称についてはひろの防災緑地、面積については9.4ha への変更の内容でございます。3ページの理由でございますが、理由についてはパワーポイントで説明させていただいた内容となっているところでございます。参考としまして計画案の縦覧および意見書の提出状況でございます。記載の期日で縦覧をいたしまして意見書の提出はなかったという状況でございます。

続きまして議案書の 4 ページをお開きいただきたいと思います。議案第 1999 号、こちらは同じく道路の変更ということでございます。記載の構造等については変更ございません。理由については先程ご説明した内容となってございます。参考でございますが、案の縦覧、意見の提出状況、記載の期間に縦覧したところでございますが、意見書の提出はなかった状況でございました。

同じく6ページをご覧いただきたいと思います。第2000号でございます。河川の変更でございます。1号の浅見川につきましては、幅員が変更になってまいります。37m~70m というところでございます。2号北迫川につきましては、区

域の延長減に伴いまして左右岸とも区域の字名が変わってございます。字前川原ということで左右岸とも変更となっておりまして、延長も約670mということでございます。理由につきましては先程パワーポイントでご説明したとおりでございます。参考でございますが、案の縦覧、意見の提出状況については記載の期間に行いまして、意見書の提出はなかったという内容になってございます。説明は以上でございます。

(議長)

ありがとうございます。それではただいまの説明につきましてご質問、ご意 見がありましたらいただきたいと思います。

はい、今マイクが行きます。

(17番 宮本委員)

17番の宮本です。今の変更の中で、緑地の整備の関係で駐車場を新たに整備するということですよね。各地で防災緑地を整備しているわけですけど、各整備箇所毎に基本的には駐車場を設置するという考え方に立つのかどうか、防災緑地をどのように活用するか、まちづくりとの関係があるのだろうと思うんですけど、その基本的な考え方と、この駐車場の台数をお知らせ下さい。

(議長)

はい、事務局。

(事務局)

お答えいたします。基本的には個々に防災緑地の管理や地域づくりにおける使われ方を見極めながら設置の必要性について考えていく必要があると考えております。なお、ひろの防災緑地におきましては、これまでもイベント開催ということで広く使われておりまして、過去3回ほど、健康ウォークやマラソン大会等で使っていただいておりまして、多い時ですと900名近く利用があるということがございまして、逆にこのぐらいでは全てをまかなえる規模ではございませんが、そういった使われ方を今後各防災緑地等も見ながら進めていきたいということでございます。

なお、台数につきましては、106 台を予定しております。内訳でございますが、 大型車が3台、普通車が100台程度、そして障がい者用に3台という形で、面 積としては約4,000㎡、今回変更増という形で整備させていただくということ で新たに区域に編入させていただくというものでございます。

(17番 宮本委員)

ありがとうございました。もう 1 点です。こういった多重防御、堤防をつくって防災緑地をつくって、さらに道路で防御するということですけど、その先の背後地を区画整理事業でやられているわけですよね。住宅地がちゃんと安全に守られるための多重防御なわけですけど、この区画整理の現在の進捗状況は今どうなっているか分かりますか。

(議長)

はい、事務局。

(事務局)

この広野については区画整理事業としては計画はございません。ただ、駅東口の開発ということで整備を行っておりまして、1期の整備については現在整備済みというところでございます。

(議長)

質問されたところは区画整理事業の対象ではないということですか。

(事務局)

はい。開発事業ということで取り組んでいる場所でございます。

(議長)

はい、どうぞ。

(17番 宮本委員)

どういう事業手法をとるかということなんだと思いますが、そうすると土地 の利用計画はほぼ固まっていると受け止めてよろしいでしょうか。

(議長)

はい、事務局。

(事務局)

そちらにつきましても、現在「ひろのみらいオフィス」で18社のテナントが入った形でできております。居住系については、第2期の整備ということで、予定でございますが、戸建住戸で約110戸の整備を予定している状況でございます。現時点の町の計画からお聞きしている数字ということで、変更はあろうかと思いますが、現時点での計画でございます。

(議長)

よろしいですか。他いかがでしょうか。

私の方から 1 点。資料の 11 ページですけど、「9. 変更概要~緑地と道路のイメージ~」というのがあって、変更前と変更後で 2 つの図があるのですが、園路の幅が上と下で少し違うように思えるのですけど、これは特に変更ないということでよろしいでしょうか。

(事務局)

縮尺の関係で、園路の幅については当初どおり変更なく整備されてございまして、先程ご覧いただいた写真のようにできてございます。

(議長)

分かりました。他いかがでしょうか。

それでは、他にご意見もないようでございますので、議案第 1998 号、第 1999 号、第 2000 号の 3 議案については、ご異議ございませんか。

(異議なし)

(議長)

「ご異議無し」と認め、議案第 1998 号「広野楢葉都市計画緑地の変更について」、議案第 1999 号「広野楢葉都市計画道路の変更について」、議案第 2000 号「広野楢葉都市計画河川の変更について」は、原案のとおり同意するということに決定いたします。

それでは、次の議案に移らせていただきます。

議案第 2001 号の「二本松本宮都市計画道路の変更について」、事務局より説明願います。

(事務局)

同様に、議案書の説明に先立ちまして、資料のご説明をしたいと思います。 資料はお手元の資料 2 をご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、前段のお話ということで、現在、都市計画決定されて 20 年経過した道路で未だに整備がされていない道路を長期未着手道路と呼んでおりまして、今回 2 件については見直しガイドラインに沿って策定した内容について変更もしくは廃止という形でお諮りするというものでございます。

議案第2001号、二本松本宮都市計画道路の変更についてでございます。こち

らは「3・5・4号水境欠下線」についてでございます。

こちらの場所でございますが、お手元真ん中に JR 本宮駅がございます。そこの北側を東西に赤い破線で、右が起点でございます。そして左に向かって終点ということで、赤い破線で示した位置になっております。起点は水境、そして終点が欠下、総延長 2,570m に見直しをする路線でございます。

こちらは計画図になってございます。先程の図を拡大したものになっております。現在、黄色の部分を廃止するところと計画しておりまして、黄色の部分については、若干見づらいのですが、北側に現道ということで道路がございます。県道でございます。そちらが現道の拡幅事業ということで、事業整備が進んでおり、そちらに歩道が整備されることによって、歩行者の安全性、そして車道についても改良が行われるということで、道路事業による整備が進んでございまして、黄色の部分については都市計画道路としては廃止をしたいと考えているところでございます。これに伴いまして、延長が 2,920m から 2,570m に変更になります。また、終点の位置も変わるということでございます。水堺から水境でございますけども、字の方も国土調査の関係でございまして、変更もしたいと考えているところでございます。

併せまして、右下の破線で囲んであるところでございますが、こちらは市の 決定案件となりますが、都市計画道路大屋敷中丸線を計画されておりましたが、 廃止に伴いこちらの交差点が不要になるということでございまして、部分的に 15mの幅員をもってございましたが、こちらを 14m に見直すという内容ございま す。

現在の整備状況でございますが、こちらについては現在、廃止する手前のところまで整備という形で写真の左のように、今暫定的にすり付けをしている関係で、ラバーポールが立っております。ここについては、この先の必要性を見ながら、整備状況により縁石という形で歩道が確保されるというところで、幅員は計画どおり14m、片側1車線の道路で、両側歩道で整備が進んでおります。

議案書にお戻りいただきたいと思います。議案書の8ページをご覧いただきたいと思います。議案第2001号でございます。3・5・4号水堺一ツ屋線が水境欠下線に変更になります。終点につきましては、本宮市本宮字欠下でございます。延長約2,570m、幹線街路と平面交差については3箇所ということで、1箇所、先程の交差点がなくなりますので減となっております。幹線街路と立体交差1箇所、鉄道と立体交差1箇所ということでございます。理由については先程説明した内容になっております。なお、先程幅員を15mとご説明しましたが、こちらに記載しているのは主要な部分の延長を示しておりますので、先程の15mという表示にはなってございませんが、主な幅員ということで14m表示になっているところでございます。

こちらにつきましては、意見書が出てございます。それが 9 ページでございます。こちらにつきましては、案の縦覧期間におきまして意見書を 1 件頂戴しております。

1番、終点を短くすることに反対。終点は、変更せずに現行計画の終点とすべきという内容で、(1)から(4)の理由が記載してございます。これに対する県の対応を示したものを説明いたします。議案番号は書いてございませんが、右側に別紙と書いた A4 横版の資料でございます。(1)でございます。①から④の形でご意見を頂戴したところでございます。意見書に対する考えでございますが、本箇所は、緊急性を要するということもございまして、現在、現道の改良という形で道路整備として事業を進めているところでございます。車道については拡幅、歩道の設置、縦断勾配等も解消する形で整備を進めているところでございます。

今回の変更というのは、あくまでも長期未着手ということで 20 年経過して進んでいない部分を見直していこうという考え方をもとに、民地に対する土地利用制限の解消を目的としているところでございます。

そのため、現在の現道改良による整備によって、意見書にあるご意見いただいたような内容については概ね解消されるものと考えられることから、都市計画道路の終点は原案のような形で減じたいと考えているところでございます。

参考でございます。9ページですが、市町村の意見ということで、本宮市からは意見なしということで頂戴しております。公聴会の開催状況につきましては平成28年11月18日に開催いたしまして、公述人はなしという状況でございます。以上でございます。

(議長)

それでは、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(17番 宮本委員)

17番の宮本です。意見書の中で、床下浸水等の被害についての認識が意見書の提出者と行政側との間で異なっているのですね。この点についてもう一度確認をしたいと思います。

(議長)

はい、事務局。

(事務局)

はい。床下浸水ということで、本宮市さんを始め道路管理者である県北建設

事務所にも確認しました。意見書のいただいた時期がいつのどういった雨でなったのかというのが確認できないという状況でございました。実際に記録に残っているところで床下浸水とか、この箇所において、それが確認できなかったというところもございますので、これは推測になるのですが、縦断が急だということで、路面に水が走りまして家の門扉や玄関口に入り込んで、床下なのかこれも確認できておりませんが、そういう形で入ったということを、いただいた方におかれましては浸水という表現をとったのかというふうに現時点では推測にはなりますが、そのように認識しているところでございます。

(議長)

はい、どうぞ。

(17番 宮本委員)

そうしますと、状況としては床下浸水という被害の程度にはあたらないという認識だということで確認してよろしいですか。

(事務局)

推測になりますが、そこまでに至ってはおりませんし、現在、道路改良で縦横断勾配の解消をしておりますので、整備が入る前から比べれば、この部分については解消が図られていると考えております。

(17番 宮本委員)

そうしますと、都市計画道路という位置付けでなくとも、現道の改良は十分になされていると、沿線の住民にとっての大きな不利益にはならないだろうということで県としては確認しているという認識でよろしいでしょうか。

(事務局)

平成16年に、近くで歩行者の死亡事故が発生してございます。それを受けまして、緊急的に県に道路整備の要望が上がったということで現在の事業に至っております。その後、都市計画道路におけるバイパス事業から現道拡幅事業に変更するということで、3回に渡って地元説明会をした中におきまして、現道拡幅に変わるという説明を差し上げてございますが、特段大きく反対という形でのご意見は頂戴していない中で、整備手法を切り替えるということで現在に至っている状況でございます。以上です。

(議長)

よろしいですか。他、いかがでしょうか。都市計画道路という名称が外れる ということの意味ということですが、実体的な整備という点については変わら ないといった認識でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(議長)

ということで、意見書の主旨では 4 点にわたる問題点が指摘されておりますけども、実質的な不利益はないということであります。

他にご質問、ご意見ございますでしょうか。他にご意見もないようですので、 議案第 2001 号について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

(議長)

「ご異議無し」と認め、議案第2001号「二本松本宮都市計画道路の変更について」は、原案のとおり同意するということに決定いたします。

(議長)

それでは、次の議案に移らせていただきます。議案第2002号の「いわき都市 計画道路の変更について」、事務局より説明願います。

(事務局)

それでは、お手元の資料3をご覧ください。議案第2002号「いわき都市計画 道路の変更について」でございます。

3・4・120号、路線名が仁井田佐糠線でございます。

こちらの路線の場所でございますが、いわき市の植田町、国道 6 号が右側にありまして、記載の赤い部分でございます。県道名ではいわき上三坂小野線ということで、小名浜の方から遠野に至る道路でございます。いわき市仁井田町烏内を起点としまして、植田町を経由しながら、いわき市佐糠町碇田を終点とする都市計画道路でございまして、今回延長を 3,250m とするものでございます。

計画の概要でございます。黄色で着色した区間につきましては、道路事業として歩道が整備されております。これによりまして、歩行者の安全性が確保されていることから、当該区間については黄色の部分を廃止しようとするものでございます。

4ページでございます。黄色の部分の先が植田町に至るところでございますが、ご覧のように黄色の廃止する区間については、車道については 2 車線の整備が済んでおり、歩道についても、両側で歩道が整備されているところでございます。こちらが現在の起点で、幅員が約 10mで整備されており、交通に現時点で支障をきたす状況ではない写真でございます。次の写真でございますが、先程見ていただいた位置から黄色の部分で道路整備が行われております。こちらで辰ノロ歩道橋というのがかかってございまして、そちらのスロープが下りてきまして両側とも歩道に接続されているということで、車道、歩道とも整備がされているということでございまして、赤い部分については部分的に未整備の区間があるということでございますので、黄色の部分については廃止し、赤い部分から新たな起点として見直しを行い、変更するものでございます。

議案書にお戻りいただきたいと思います。議案書の 10 ページでございます。 議案第 2002 号でございます。変更の部分をお読みいたします。

起点の住所がいわき市仁井田町辰ノ口、延長でございます。約3,250mに変更になります。理由については、今ほど説明した内容でございます。なお、併せまして、この路線については昭和33年の都市計画決定ということで古いこともございまして、車線数の規定がございませんでした。今回、都市計画法第11条第2項の規定に基づきまして、写真で見ていただいたような新たな車線数を2車線と定めるものでございます。

11 ページの参考でございます。都市計画の案の縦覧及び意見書の提出状況につきましては、記載の期間縦覧をいたしまして意見書の提出はございませんでした。市町村の意見でございますが、いわき市からは意見等いただいておりません。公聴会の状況でございますが、平成28年12月20日開催いたしまして、公述人はなかったという状況でございます。

(議長)

はい、それでは説明にご質問、ご意見をいただきたいと思います。いかがで しょうか。

よろしいですか。実質的な内容というよりは、台帳上の問題ということでありますので、よろしいかと思いますが。それでは、他にご意見もないということですので、「異議無し」と認め、議案第 2002 号「いわき都市計画道路の変更について」は、原案のとおり同意するということに決定いたします。

次に、次第の3番、都市政策推進専門小委員会からの報告に移ります。(1)浜通りの都市計画区域マスタープランについて、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

ご説明申し上げます。資料4をご覧ください。

こちらについては、これまでの経過と今後のスケジュールをお示ししておりますが、その前に、本都市計画区域マスタープランにつきましては、平成29年度に原案を策定しまして、そののち本都市計画審議会の議を経まして決定する案件となっております。今回、素案を専門小委員会で策定しまして、ご議論いただいたということでそれを報告するものでございます。

今回は、記載の第 11 回専門小委員会及び第 12 回の審議いただいた内容をご 報告いたします。

3ページでございますが、こちらが第 11 回小委員会の議題になります。こちらにつきましては、住民懇談会及び住民アンケート結果の報告と併せまして、 区域マスタープランの骨子についてご審議いただいております。

次に、こちらについては3月7日に開催させていただきまして、都市計画区域マスタープランの素案についてご審議をいただいた内容になってございます。記載の1から5番目までの内容についてご報告申し上げ、ご審議いただいたところでございます。なお、名称でございますが、(仮称)相双北ということで、浜通りの北部、新地町、相馬市、南相馬市を(仮称)相双北と呼んでおりましたが、都市計画区域の名称について、関係市町と調整を行い、住民懇談会等を通じて、「相馬地方都市計画区域」という名称にしたいと現時点で考えております。なお、今後原案が確定後、再度、都市計画審議会にお諮りして決定していくということになっております。

こちらについては、相馬地方における住民懇談会の開催状況になっております。

同じく、いわき方部の開催状況でございます。

7ページでございます。こちらにつきましては、震災前にも実は策定に向けて 準備をしておりました。震災後との意見と違い、震災を受けてどのように住民 の方の気持ちや動きが変わったのか、対比して整理したものになります。主な ものということで、コンパクトなまちづくり、若者の働く場の確保、医療・福 祉の充実、新たな住民とのコミュニティ形成といったご意見が出ております。

8ページでございますが、住民アンケートの調査ということで、住民懇談会ではどうしても偏った層や年代になってしまいますので、広く将来を見据えた計画とする必要がございますので、記載のこちらは相馬地方でございますが、1,519票ということで、中学生から若い世代(20代・30代)を含めて、仮設住宅に住む方といった意見も聞いて、アンケートを実施した状況でございまして、特に若い世代でございます。アンケートの回収率が68.2%ということで高いご回答を頂戴している結果となっているところでございます。

9ページ、こちらはいわき方部での住民アンケートの実施状況でございます。

同様の区分の世帯から回収しまして、やはり相馬地方と同様若い世代の回収率が 8 割近くということで、若い方のご意見も反映したという意味では、非常に 貴重なご意見を頂戴したという結果となっているところでございます。

10 ページでございます。住民アンケートにおける主な意見ということで、上が相馬地方、下がいわき地方でございます。それぞれ震災前に実施したもの、震災後に傾向が変化したもの、追加の項目として分類して整理したものになっておりまして、同様に若者の働く場の確保、高齢者福祉・子育て支援・医療の充実といった意見が共通して多く見られている状況でございます。

11 ページでございます。こちらにつきましては、住民意向として主に出された事項を整理したものでございます。内容については、赤字で示したところが主なところということで、記載している状況でございます。

これらを受けまして、住民意向の反映ということで、各都市計画区域マスタープラン素案において、主に都市づくりの理念の中に反映して、現在の素案を 策定したということでございます。

こうして策定した素案について、13ページでございますけども、第11回小委員会における議事内容ということで、ご議論いただいたところでございまして、主な意見として、治安の悪化も気になるというご意見も頂戴しております。2番においてはコミュニティの表現の仕方、いわきと相双北でちょっと違うのではないかということで、再生なのか調和なのかという議論をいただいたところでございます。

14ページについては第12回小委員会でご議論いただいた議事の内容でございます。2番ということで、素案につきましてコミュニティの表現というところで、詳細については後程ご説明しますが、コミュニティが再生なのか、維持・再生なのかというところをご議論いただいたところでございます。ポツの3つ目でございますが、広域観光の振興、強化という表現について使い分けがございましたので、これについては統一した形で整理をさせていただくというところでございます。主な意見については以上でございます。

今後のスケジュールについてですが、平成28年度現在、第176回都市計画審議会ということで今報告をさせていただいております。平成29年度に入りまして、国との協議、そしてパブリックコメントや公聴会を経まして原案を作成しまして、その後178回予定でございますが、当審議会にお諮りしまして、その後都市計画決定の手続を踏むということで考えているところでございます。

詳細の内容について、資料の A3 のペーパーでございます。これはスクリーンにございませんので、お手元をご覧いただきたいと思います。

1枚目が相馬地方のマスタープランの素案でございます。大きな変更点ということで、赤の部分が震災後しっかりと捉えていくということで、②の都市計画

の目標でございます。都市づくりの理念については、同様に都市と田園等の共生でございますが、その下に基本方針ということで、黒については震災前からあったものに加え、(震災後は)赤字で示してございます。「安全で安心な暮らしを支え、人と人をつなぎ復興をリードする都市づくり」という復興の観点を盛り込んだマスタープランにしていこうということで素案を作ったところでございます。あと現状の課題、記載の部分の項目におきましては、赤い部分が復興の視点ということでございます。左下で言うと土地区画整理事業等のインフラの関係を記載しているところでございます。専門小委員会でご議論いただいた目標の④コミュニティの維持・再生ということで、赤字の部分が修正させていただいた内容です。

おめくりいただいて裏面につきましては、④土地利用に関する主要な都市計画の決定方針から⑦自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定方針まで、目標に掲げました復興というキーワードに関連するものを赤字で記載しております。黒字については従前からあったものを記載していることで、整理させていただきました。これは概要版ということで、40ページ近い素案の冊子から抜粋して記載しております。

1枚おめくりいただきまして、次がいわき都市計画区域におけるマスタープランの素案でございます。②の都市計画の目標につきましては同様でございます。新たな基本方針を加えまして、これらの視点における表現を赤字で追記したというところでございます。ご意見をいただいた内容としては、右の④コミュニティの取扱いということで、いわきはコミュニティが崩れているというよりも、避難者など新たな方が来ているということで、そういった方と調和をしていくこと、元々の方々といかに融和をして皆さんと協力していくのかということをご議論いただいて、いわきにおいては「コミュニティの調和に配慮したまちづくりの推進」という表記をさせていただいたところでございます。⑧、⑨については現在の取組状況について記載をしております。

裏面についても同様でございます。④から⑦の各項目における都市計画の決定方針について記述をしているところでございまして、多重防御の観点に立ったインフラの整備といったところを追記していくということになってございます。

説明は以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。それでは、これから報告についてのご意見、ご質問をいただく訳でございますけれども、専門小委員会に横田委員が属されておりますので、そこで議論しておりますので、横田委員から小委員会での議論等

ご紹介いただければと思います。

(19番 横田委員)

19 番横田です。小委員会では住民懇談会に出てきている意見をもとに、マスタープランの文言だったり、言い回しを細部まで拝見し、意見を出しております。前回と前々回のところでも、再生であったり、いわきと相馬ですね。住民懇談会の中でも意見としてだいぶ違いまして、それを反映する形で言葉を慎重に選びながら進めておりますので、その内容がこちらに反映されていると思っていただければと思っております。

(議長)

ありがとうございます。それでは委員の皆様からご質問、ご意見をいただき たいと思います。いかがでしょうか。

(17番 宮本委員)

今小委員会での議論の報告をいただきました。特に、若い人たちがアンケートにしっかり答えてくださっているのが大変希望だなと思うんですよね。そういう中で、住民アンケートの結果の反映をしたということで、例えば若者の働く場所の確保とか、高齢者福祉、子育て支援、医療の充実、そういった意見を素案に反映させましたというような見直しに当たっての考えが示されているのですけど、これは具体的にはどのような形で反映されたとみればよろしいですか。

(議長)

はい、これは言葉を入れるだけではありませんので、これに言葉が載ります とこれに対応する都市計画の事業といったものが当然付いてくるわけでありま すけど、そのことにつきまして説明をお願いいたします。

(事務局)

小委員会におきまして、個々にいただきましたご意見等を整理しまして、都市計画区域マスタープランに反映すべき分類をさせていただきまして、医療、福祉、交通とか、そういった形でお一人お一人の意見を整理したものがございます。そういった中で、いただいた貴重な意見をしっかりと、その言葉一字一句が全部マスタープラン、素案ということでございますので、都市計画、まちづくりを将来にわたってどうするかという基本理念ですので、どうしても懇談会ではうちの前の道路をこうしてほしいとか、街路灯が暗いのでこうしてほし

いとか、そういう意見がどうしても出てしまうというところがありますが、そういったところは個別の計画、事業をもってやっていくものですから、素案では理念をお示しするものであることをご説明した上で、皆様方の意見はこのように反映しているという整理表をつくりまして、個々の意見を整理したということでございまして、素案の方には具体的にその細かい言葉まで記載がない状況でございます。一部、雇用とかあるのですが、抜粋しておりますので、具体的には言葉として見える状況ではないのですが、その反映状況については専門小委員会において横田委員を始め、各委員にきっちりとその内容についてご説明しまして、40 ページぐらいあるのですが、素案を確認いただいたという状況でございます。

(議長)

はい、どうぞ。

(17番 宮本委員)

こういう意見が出てくる厳しい現状があると思うんですよね。浜通り地域には。だから、特に医療介護の提供体制が極めて脆弱だと、人員不足もあってなかなか機能できない施設もあるという厳しい現実があるわけなんですね。これは都市マスタープランなので、どこまで具体化するかは難しいと思うんですけど、今後素案をもう少し具体化する中では、今差し迫っている課題の解決に見合うような都市マスタープランになるようにしてほしいなと思いがあるものですから、その点は希望として申し上げておきたいと思います。それが1点です。

それからもう 1 つは、いわきの都市計画区域マスタープランについてです。いわきをどのように復興していくのか、どういう地域にしていくのかという点で、特にエネルギーの供給基地として位置付けがあるのですよね。この点については、私は少し意見が異なるなと考えております。このいわき地方は、勿来と広野の 2 箇所に IGCC といった石炭の高効率の火力発電所計画があるんですよね。これを 1 つの浜通りの復興のエンジンにしたいというような位置付けがあるのですけれど、しかし、福島県は再生可能エネルギー先駆けの地というんを復興計画に掲げておりまして、そういう点から見ても、石炭火力発電所を 50 万kW が 2 基ですので 100 万 kW、ほぼ原発に匹敵するぐらいの火発をつくるという地域の開発計画というのは本当に時代に合っているのだろうか、これからの脱温暖化社会を目指すという点で非常に問題になるのではないかなという認識を持っております。住民の皆さんから、そのことについて何か意見が出ているかどうか、まずお聞かせいただけますか。

(議長)

はい、事務局。

(事務局)

エネルギーの問題については裏面の 4 番土地利用に関する決定方針、今お話があったような形でポツの上から5つ目、「四倉、勿来、常磐、好間等での工場立地促進やエネルギー産業等の推進」という表記でございまして、具体的なものについての記載まで踏み込んだ素案にはなっていないというところでございます。今ご指摘があったような形で意見として出ておりません。あくまでも、抽象的な表現にとどまっているのがご意見でございました。

(議長)

はい、どうぞ。

(17番 宮本委員)

まだ住民から具体的な意見は出ていないということのようですけれど、福島県としてエネルギー政策の目指すべき方向性として適切かどうかということはやはり考える必要があるだろうと考えております。浜通り地域には10基の原発を作ってきた、エネルギーの調整として火力発電所が増設されてきたという経過もあるわけなんですね。そこに今回は原発事故だということで、それに代わる首都圏へのエネルギー供給手段として今度は火力発電所だという計画があるわけなんですよね。そういう計画が果たして本当に政策として適切かどうか、慎重に考える必要があると考えておりますので、今後のプランの策定に当たっては十分にご検討いただきたいと申し上げておきたいと思います。

(議長)

むしろ、ご意見があればこういう文言にするべきだというご意見も、都市計画審議会ですので意見を言うことができますので、こういう文言にすべきだということがなければこの後パブリックコメントに移っていきますので、素案の段階のことでご意見があるのであれば、出しておいていただいた方がよいと思います。

(17番 宮本委員)

そうであれば、④の赤い部分の「エネルギー産業等の推進」、エネルギースタイルというのは色々あるので、ここで火力発電所を特定しているわけではないんですよね、文言としては。でも、ここにはにじむわけです。そういう計画が

すでにイノベーションコースト構想の中には位置付けられているということがあるものですから、これはそれを意味するのだろうなと私は理解するわけなんです。そうすると、やっぱり福島県のエネルギー政策の方向としては違うのではないかと思うので、ここをあえて加える必要がないのではないかというのが私の意見です。

(議長)

これはご意見ということで承りますが、事務局何か。

(事務局)

ございません。

(議長)

ほか何か。どうぞ。

なかなか都市計画審議会の皆様から直接ご意見をいただく機会は限られておりますので、是非積極的に出していただきたいと思います。

(8番 菅波委員)

8番の菅波です。質問の前に、今宮本委員から話のあったエネルギー政策に付け加えて言いたいことがあったのでお話ししたいと思います。

(議長)

はい、どうぞ。

(8番 菅波委員)

確かに原発事故の被害に遭った浜通り地域において、そういったエネルギー政策をガンガンに進めるということに関して反対意見の方は相当数いらっしゃると思っています。そういう点で推進するとしても再生可能エネルギーであったり、今までのエネルギー供給地としての立場としてだけではなく、違う目線、視点での記載があってもいいのかなというのが、私がいわきで生活していて感じるところであります。

質問に関してなんですが、第 11 回の小委員会で討議内容として挙げられている住民懇談会アンケート調査から得られた治安に関する不安などの意見というところに関してなんですけど。

(議長)

すみません、何ページになりますか。

(8番 菅波委員)

13 ページです。治安に関する不安などの意見があるというところで、対処・対応していく必要があるという記載があるのですが、これがマスタープランの中でどこかに反映されているのであれば教えていただきたいと思います。

(議長)

はい、事務局。

(事務局)

こちらにつきまして、委員からのお話のとおり、小委員会でございまして、 データ的にどうなのかということも調べてございます。データに基づいて、件 数が増えているのか、もしくは住んでいる方の体感的なものなのか、やはり色々 な方がいるというところで、体感的に思われている部分もあるのではないかと いうご意見を頂戴しまして、そちらについてデータを過去 5 年分、震災直後か ら調べまして、件数としては増えていないということを確認しておりました。 アンケートであった部分はあくまでも体感的ということもございまして、デー タを委員にお示ししてご説明したところでございます。

(議長)

はい、どうぞ。

(8番菅波委員)

ありがとうございます。私もいわきで弁護士をしていて、感じるところとしては確かに減っているのではないかということと、双葉郡といわき市を管轄している福島地検いわき支部の検察官が今年度から1名減少していたりですとか、実際むしろ良くなっているのではないか、あとは原発の賠償金が入ってきたことで、かなり経済的にお金が流れているところもあっての犯罪の減少もあるのではないかなと実感しているところです。

一方で、作業員さんに対する不安感というものはやはり福島県の中で大きなものだと感じていまして、人口が30万人ちょっとのいわき市と双葉郡を足しても40万人いかない中に、作業員さんが1万人、2万人ということでほぼ男性が入ってきていることに対する、作業員さんに対する風評被害だと思うんですけれど、作業員さんの重大な犯罪が何件かあると、ああもう作業員さん怖いということで、なかなか共生して暮らしていくことが難しい状況にあるかなと思い

ます。そのあたりについても、都市計画という枠組みでどこまでできるか、ちょっと私は今日初めてこの会議に来たので分からないのですけど、そういった 視点で住民と作業員さんの共生といったところも是非考えていただけたらなという意見になります。以上です。

(議長)

はい、事務局ありますか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。

整理したところを先程ご説明したところですが、素案の右側の 4 番目、コミュニティの調和という大きなくくりの中に入っていくのかなということで、記載しておりますように、震災に伴う社会流動による新たなコミュニティ形成ということでございますが、大きな意味ではこのくくりの中に入っていって、いかに元々あったコミュニティと新しい方々がいかに調和していくべきなのかというところ捉えているというところでございます。

(議長)

はい、どうぞ。

(8番 菅波委員)

ありがとうございます。そうすると相馬地区の 4 番、長期避難や労働者受け 入れなどの人口流動を踏まえた地域コミュニティというところに明確に労働者 さんの記載があるようなんですが、いわきの素案の 4 番には明記がないような 気もするので、そこの区別というのは何かあったりするのでしょうか。

(議長)

はい、事務局。

(事務局)

例えばどの程度そこにお勤めになっていて長期間にわたるのかということもあろうかと思いますが、相馬地方におきまして、④には具体的な表現がはいっておりましたので、同じ浜通りであっても捉え方がそれぞれ違うということもあって、こういう表現に一部なっているということではあるんですが、必ずしも同じような表現で統一すべきかということではない形で素案を作って、概要ということなので、そっくりその言葉がこっちに挙がっている訳ではないので

すが、捉え方としては相馬地方といわきのコミュニティのあり方の違いについてご議論いただいたところはございます。結果としてこのようになっていると。

(8番 菅波委員)

たぶんアンケートが出てこなかったところだろうと思うですけれど、私もいわきで子どもを育てて、色々な子育で支援の方などの話を聞いていると、近くに作業員さんの社宅などがあって、ちょっと怖くて、子どもが今まで学童に入ってなかったけれど、学童に入れざるを得ないという話ですとか、色々な話を聞いたり、避難指示の解除に伴って作業員さんの拠点が双葉郡の方に移ってきてはいるのですけど、いまだに早朝の2時、3時、4時、5時くらいにいわき駅からバスで原発へ作業員さんが大量に出て行かれる姿はまだまだ見られているので、是非いわきに関しても明記していただけたらありがたいなと、個人的な意見になります。

(事務局)

ありがとうございます。素案の段階でこのようなとりまとめをしておりますので、あとはパブリックコメントとか庁内照会ということで、我々都市計画課では整理できない部分もございますので、関係各課に照会することになりますので、表現として、そういった修正の余地もあろうかと思いますので、ご意見として承りたいと思います。

(議長)

はい、どうぞ、横田委員。

(19番 横田委員)

19番横田です。小委員会の中で私も同じような意見を言わせていただき、早々の住民懇談会に参加させていただいたんですね。その時まさに治安への不安という話をいただきました。その後の小委員会の時も、ここに出ていませんが、実際に作業員さんといってしまっていいのか分かりませんけれど、周りが不安だという話があり、実際には素案の方に明記されております。ここにないだけで。安心安全な暮らしを支えという中を紐解くと、周りのコミュニティをもっと高めることによって壊れたところを復活するとか、全てここに入ってしまっているのですが、実は前回、小委員会の中で作業員という言葉を外しました。なぜかと言いますと、感覚値なんですね。実際にデータで作業員さんが何かおこしているのかといったときに、件数としては挙がっておりませんし、相双、いわきの方たちが実際に不安だと思っている部分は何かというと、作業員さん

だけに対してではなく、昔隣にいた方が戻ってきてくれないとか、夜になると暗いとか、総合的なところの不安だと思うんですね。なので、言葉として作業員さんがいるから不安だという言葉を紙面に残すのは良くないだろうということで、前回私の方で、それはどうなのでしょうという話をさせていただいて外しました。実際、不安なのも分かります。実際にいらっしゃって不安なのも分かりますけど、来ていただいている方にそれを残すのは、実際これからずっと残る書類です。その何十ページになっている部分から抜粋しているものなので、ここに残るというよりも本体に残るのがどうなのかというところで、あえて外させていただいておりますが、住民の方の不安の部分はちゃんと残っておりますので、ご了承いただければと思います。

(議長)

この点については、もちろん本文に残っていても、こちらは、我々が見るのは概要版ですので、誤解が生じないような形、そして、一方ではいわきと相馬との違いということもあります。そのあたりを文書でどのように表現するのか専門小委員会の中で改めて議論していただけると思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、他にご意見も無いようですので、なお、またパブリックコメント等に移っていきます。パブリックコメントをここの委員が出してはいけないということではありませんので、ここで出せなかった分についてはパブリックコメントの中で出していただきたいと思いますし、また、都市計画審議会で最終的な議論がありますので、さらにその中でご意見を賜ればと思っております。それではこれで報告事項について打ち切らせていただきます。

次に次第の4番です。その他の(1)都市計画決定の手引の改定について、事務 局より説明をお願いいたします。

(事務局)

ご説明申し上げます。資料 5 をご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、国交省の都市計画運用指針が昨年度頭に改定されております。それに伴います、県と市町村における協議のルールも変更したいという内容になってございます。

背景でございます。地方分権第一次一括法に基づきまして、現在都市計画法の改正の部分におきましては、市が決定する都市計画については従来、県の同意があったわけですが、これが現在は不要、協議のみとなっているところでございます。そして、今後、第五次一括法においては、町村においても県の同意から協議に変わろうかという中で現在動いている状況が改正という動きになっ

ているところでございます。そういった背景を受けまして、内容でございますけど、きっちりとここについては相互に説明を尽くし、協議が整うよう努めるべきということで記載がございます。その上で、調整上のルール、これをきっちりとルール化をしていくことが望ましいということで国の都市計画運用指針に記載があるところでございます。そういった内容を受けまして、記載の①、②に具体的にこれまでのルールに付け加えて定めたいと考えているところでございます。①につきましては、各協議段階において、都道府県知事との協議において都道府県知事の意見を踏まえない、市としてはこうしたいんだという場合については、きっちりと県との意見と市の考えを市の都市計画審議会に示す必要があろうと考えているところでございます。②としましては、その協議における標準的な処理期間、これがおおむね何日なのかと具体的に定めようという大きな 2 つで、しっかりと時間的な関係を行ってスムーズな協議を行うということで考えているところでございます。

2番でございます。見直し方針ということで、現在策定中の手引につきまして、 改正を今の内容について折り込みをしたいと考えているところでございます。 なお、見直しにあたりましては、関係する県内 44 市町村が都市計画区域を有し ておりますが、市町村との調整を踏まえて決めていきたいと考えてございます。 3番でございます。手引につきましては、基本的には国が策定しております都 市計画運用指針を基本として県も市町村と協議を進めているところでございま す。

4番でございます。関係市町村との調整結果でございます。結果としては県の改定案に対します各市町村の意見ということで、1市、伊達市を除く 43の市町村から県の改定に対する考えについて、ご理解、同意をいただいたということの調整が図られましたので、今回記載の①、②について改定をするということで考えております。

具体的な内容についてはお手元の参考資料の 7 ページのフローの中の注 9) から注 11) の形で基本的な都市計画の協議の中のフローチャートの中で具体的に記述をして協議を進めたいということでございます。

概要でございますが、7 ページの注 9) についてでございます。都市計画の案の公告、縦覧におきまして県との一連のやりとり、県との協議、意見をしっかり添付して下さいということでございます。

おめくりいただいて8ページ、注10)でございますけど、協議の中で市との協議が整わない場合にも、しっかりと県の意見と市町村の意見が分かる形で資料を添付して、市の都市計画審議会に説明して審議していただきたいというのが注10)でございます。

注 11) でございますけども、記載しております表でございます。事前協議と本

協議におけます標準的な状況別に 10 日から 30 日の期間をもって進めていくという形で改定をしたいと考えてございます。

参考資料 2 は具体的なやりとりの内容ということで、昨年末から 2 回に分けてやりとりをした詳細の概要につきましては後程ご覧いただきたいと思います。以上です。

(議長)

ご意見、ご質問いただきたいと思います。

(17番 宮本委員)

この手引の改定について、伊達市からは反対、不同意の意見が出たということなんだけれど、経済活動が非常に広域化している中で、まちづくりそのものも広域的な視点で検討していくことは当然必要だろうと思います。その点で、県が一定の考え方を示しながら、関係市町村の意見も聞きながら調整をしていくというこのプロセスは必要だと考えますので、この見直しについては適切だと考えます。

(議長)

ありがとうございます。ほか、ご質問、ご意見はいかがでしょうか。

(議長)

よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議事項は、以上でございます。色々なご意見をいただきましてありがとうございました。特に都市計画区域マスタープランにおきましては積極的なご意見がありましたので、これをまた専門小委員会でも改めて議論したいと思っております。誠にありがとうございました。

それでは事務局にお返しいたします。

(司会)

熱心なご審議、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第 176 回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(開催時間1時間40分)

以上のとおり相違ないことを証します。

7番 根本 友子

10番 矢吹 貢一